

インフルエンザについて

マスクの着用や、手洗い・うがいを徹底し、インフルエンザのような症状が出た場合には、早目にかかりつけの病院を受診するようにしましょう。

※インフルエンザの診断を受けた場合は、早めに保育園の方にご連絡下さい。

※インフルエンザの出席停止基準は**発症後5日を経過し、かつ解熱して3日を経過するまで**となっております。保育園ではこの出席停止期間での欠席をお願いしておりますので、ご理解とご協力をお願い致します。(※下記の早見表参照)

※かかりつけ医の指示に従い、「**インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に関する報告**」(保護者記入)を必ずご提出下さい。

※保護者の方で、インフルエンザに感染した場合の送迎ですが、原則保育園内には入れません。感染予防の為、ご協力をお願い致します。(期間については子どもの出席停止基準を参考にして下さい。)送迎が難しい場合については、保育士までご相談下さい。

＜インフルエンザの出席停止期間早見表＞

*発熱・解熱した日は0日目となります。翌日から発熱後・解熱後1日目です。

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
← 発症した後5日登園不可 →							
①発熱	解熱	×	×	×	×	○	○
②発熱		解熱	×	×	×	○	○
③発熱			解熱	×	×	×	○
④発熱				解熱	×	×	×
← 解熱後3日間 →							

～インフルエンザの出席停止期間について～

①発症した後、中5日を経過

発症日 (/)	← 発症した後5日登園不可 →						★ (/)
--------------	-----------------	--	--	--	--	--	------------

なおかつ

②解熱した次の日から数えて3日経過(4日目からOK)

解熱日 (/)	1日目 (/)	2日目 (/)	3日目 (/)	4日目 ●(/)
--------------	--------------	--------------	--------------	---------------

*登園できるようになるのは、熱が出て5日を経過、かつ解熱後3日を経過するまでです。

★・●の日にはちで遅い方で登園可能になりますので、登園届(保護者記入)をご提出下さい。